

議題(3) その他について

産前産後期間に係る国保税の軽減について

令和5年5月19日、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正法」が公布され、令和6年1月から出産する被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び均等割額を免除することとされました。

※産前産後期間とは、出産の予定日（出産日）が属する月の前月から計4ヶ月分（多胎妊娠の場合は6ヶ月分）

※改正による軽減の財源は、国（1/2）・県（1/4）・市（1/4）の負担となる。

制度スタート								
令和5年10月	令和5年11月	令和5年12月	令和6年1月	令和6年2月	令和6年3月	令和6年4月	令和6年5月	令和6年6月
非該当	出産(予) 非該当	非該当	免除					
	非該当	出産(予) 非該当	免除	免除				
		非該当	出産(予) 免除	免除	免除			
			免除	出産(予) 免除	免除	免除		
				免除	出産(予) 免除	免除	免除	
					免除	免除	免除	
						免除	免除	
							免除	免除

- 出産 …… 妊娠85日以上の出産（死産、流産、早産を含む）
- 免除対象期間 …… 出産予定もしくは出産日の前月から4ヶ月（多胎妊娠の場合は6ヶ月）
※ただし、令和6年1月以降の期間
- 免除の内容 …… 出産する被保険者に係る所得割額及び均等割額の12分の1の4ヶ月分（多胎妊娠の場合は6ヶ月分）
※低所得者軽減が適用されている場合は軽減後の均等割額で計算する。

《参考》対象者数・軽減額について（概算）

- ・ 出産する被保険者 月 7人（R4年度の出産育児一時金の支給件数 78件より）
 - ・ 軽減額 月 7,700円
- [医療分と支援分の一人当たり所得割額 58,300円（R5.6時点の全体平均）
 医療分と支援分の均等割額 25,000円 + 9,200円 = 34,200円
 (58,300円 + 34,200円) ÷ 12月 ≒ 7,700円
- ※介護分（40歳～64歳の方に課税）も軽減の対象となります。

令和5年度（1月～3月）の影響額（試算）

7人 × 4月 × 3月 = 84月 84月 × 7,700円 = 646,800円
 このうち市の負担は1/4となります。